様式第6号の3(第9条関係)(2)(第2面)

注　意

1　この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官(以下「審査官」という。)に対して審査請求をすることができる。

2　審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2箇月以内に労働保険審査会(以下「審査会」という。)に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

3　この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査請求に対する決定を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、審査官の決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(決定があった日から1年を経過した場合を除く。)。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の裁決を経る前又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、(1)審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないとき、(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(3)その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、決定を経ないで取消訴訟を提起することができる。